

特別区（東京23区）職員 I類 採用試験案内【一般方式】

◆この採用試験は、特別区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合（以下「特別区等」という。）が採用する職員の採用候補者を決定するために実施するものです。

平成28年3月11日
特別区人事委員会

- ◆平成28年度からI類採用試験の事務、土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械及び電気の受験資格の上限年齢を、32歳未満（試験実施の翌年4月1日時点）まで引き上げます。
- ◆I類の「土木造園（土木）」・「建築」については、「I類採用試験【一般方式】（6月5日第1次試験実施）」に加え、「I類採用試験【土木・建築新方式】（9月4日第1次試験実施）」も行います。
- ◆「I類採用試験【一般方式】」に申し込んだ人は、受験の有無や試験区分に関わらず、「I類採用試験【土木・建築新方式】」及び「経験者採用試験・選考」に申し込むことはできません。（併願不可）

1 主な日程（全試験区分共通）

申込受付期間 ※いずれかの方法で申し込んでください。	◇インターネット【推奨】 4月1日（金）午前10時～4月15日（金）（受信有効）
	◇郵送（郵便局で必ず「簡易留郵便」扱いにしてください。） 4月1日（金）～4月13日（水）（消印有効） →消印が上記受付期間以外のもは受理しませんのでご注意ください。 注意事項 持参による申込受付は行いません。必ずインターネット又は郵送により、時間に余裕をもって申し込んでください。
第1次試験	◆試験日 6月5日（日）午前9時集合～午後5時終了予定（保健師は午後4時30分まで）
	◆合格発表日 7月20日（水）午前10時
第2次試験	◆試験日 8月6日（土）～8月16日（火）の間で指定する1日
最終合格発表	◆合格発表日 【土木造園（土木）、土木造園（造園）、建築、機械、電気】 8月24日（水）午前10時 【事務、福祉、衛生監視（衛生）、衛生監視（化学）、保健師】 8月31日（水）午前10時

2 試験区分及び採用予定数

試験区分	採用予定数	試験区分	採用予定数	試験区分	採用予定数	試験区分	採用予定数
専務	940名程度	建築	42名程度	福祉	68名程度	保健師	70名程度
土木造園（土木）	47名程度	機械	25名程度	衛生監視（衛生）	29名程度		
土木造園（造園）	15名程度	電気	25名程度	衛生監視（化学）	3名程度		

3 申込みにあたっての注意事項

次の注意事項を読んだうえ、受験を希望する試験区分の受験資格（2・3ページ参照）をよく確認してから申し込んでください。

- 受験を希望する試験区分の受験資格に該当する人で、活字印刷文による出題に対応できる人が受験できます。
 - ただし、「事務」の試験区分においては、点字による出題に対応できる人も受験できます。
 - ただし、受験資格のうち年齢要件については、次のア又はイの要件に該当する人も含みます。
 - 平成7年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人（平成29年3月までに卒業見込みの人を含む。）
 - アと同等の資格があると当人事委員会が認める人
- 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人（12ページ参照）は、受験できません。
- 現に特別区等の職員である人は、受験できません。別に定める能力認定実施要綱に従って、所属の人事担当課を通じて申し込んでください。

ただし、現に特別区等の職員で、教育公務員、臨時的任用職員、非常勤職員又は「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」若しくは「地方公務員の育児休業等に関する法律」の規定に基づき採用されている任期付職員は受験できます。

* 申込書記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

参考 平成 25 年度～平成 27 年度 I 類採用試験【一般方式】実施状況

試験区分	平成 25 年度				平成 26 年度				平成 27 年度			
	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率	採用予定数	受験者数	最終合格者数	合格倍率
事務	780 名程度	13,014 名	1,549 名	8.4 倍	830 名程度	12,906 名	1,668 名	7.7 倍	930 名程度	9,712 名	1,739 名	5.6 倍
土木造園(土木)	52	463	167	2.8	54	324	137	2.4	55	375	160	2.3
土木造園(造園)	6	66	12	5.5	17	68	31	2.2	10	47	19	2.5
建築	54	205	101	2.0	49	140	90	1.6	41	138	79	1.7
機械	20	105	33	3.2	27	108	46	2.3	17	69	31	2.2
電気	23	131	38	3.4	31	107	51	2.1	28	106	49	2.2
福祉	47	360	85	4.2	45	370	85	4.4	50	375	103	3.6
衛生監視(衛生)	41	198	61	3.2	25	171	46	3.7	33	158	51	3.1
衛生監視(化学)	5	46	6	7.7	5	81	10	8.1	2	41	6	6.8
保健師	46	351	74	4.7	50	323	88	3.7	60	325	101	3.2

地方公務員法第 16 条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注)「成年被後見人又は被保佐人」には、民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含みます。

個人情報の取扱いについて

個人情報については、特別区人事・厚生事務組合個人情報の保護に関する条例に基づき適切に管理しています。当委員会では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を厳重に管理するとともに、各区等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後に適切に廃棄しています。

注意事項

申込者以外による受験が発覚した場合、受験は無効とします。カンニング等その他の不正行為が発覚した場合もこれに準じた対応をとります。

試験の申込みをした人は必ず受験してください

特別区職員採用試験は、皆さんの申込みによって試験の準備が進められます。これらは、区民の方に納めていただく税金を使って行われるものです。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをした人は必ず受験してください。

問合せ先 特別区人事委員会事務局任用課採用係

〒102-0072 千代田区飯田橋 3 - 5 - 1

【電話】 (03)5210-9787(直通) ※受付時間：平日 8:30~17:15

【ホームページ】 <http://www.tokyo23city.or.jp/saiyou-siken.htm>

(上記ホームページから採用試験の申込みができます。また、よくある質問と回答も掲載しています。)

【Twitter】 @23city_saiyou